

記録を残すということ — 軍雇用員カードの利用を通して —

佐久川 志麻*

はじめに

- 1 軍雇用員カードとは
- 2 記録を残すということ

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館（以下「当館」という）には、戦前の公文書はほとんど残されていない。去る沖縄戦で焼失してしまったからである。安藤正人は文書などの記録史料が失われる原因として、戦争と自然災害、そして何よりも人々の無理解が一番の原因ではないかと指摘している¹。歴史の証人たる記録が、戦争や災害などによって失われてしまうのは残念なことである。しかし、記録が失われる原因はそれだけではない。

2007年（平成19）、社会保険庁で管理されている年金記録にミスや不備（いわゆる「宙に浮いた年金記録」や「消えた年金記録」のこと）が膨大にあることが明らかとなり、大きな社会問題へと発展した。現在、社会保険庁は全加入者及び全受給者に対して「ねんきん特別便」を随時発送し、年金記録の確認・照合作業を続けているが、それに伴い当館には年金記録に関する問い合わせが増えってきた。具体的には「群島政府あるいは琉球政府時代の職員名簿などが残されていないか」「当時勤めていた会社に関する資料はないか」というものだが、中でも「軍雇用員カード²」に関する問い合わせはもっとも多く寄せられている。

軍雇用員カードとは、本土復帰以前に米軍に採用されていた人たちの雇用経歴の記録で、その数は20万枚以上に及ぶ。このカードの来歴は複雑で、当初米軍が管理していたが後に琉球政府労働局に移管、本土復帰に伴い沖縄県に引き継がれ、当時の沖縄県史編集室を経て当館に引き渡され現在に至っている。当館には1946年（昭和21）から1966年（昭和41）までの記録が保管されており、個人の氏名、生年月日をはじめ本籍地、採用年月日、離職年月日などの情報が記録されている。年金記録確認の結果、軍で働いていた期間が記録に反映されていない場合は雇用経歴を証明する資料の1つとして利用されているようだが、問い合わせの多くが30年以上、場合によっては半世紀以上前の勤務記録である。そのため、「軍で働いていたことは分かるが、それがいつ頃のことかよく覚えていない」という利用者も多く、カードの照合作業にはそれなりの時間を要す。そして、カードが見つかる人、見つからない人と結果が分かれていく。

*さくがわ しま 財団法人沖縄県文化振興会 一般嘱託員

¹ 安藤正人『草の根文書館の思想』（岩田書院 1998年）pp. 59-60

² 軍雇用員カードについては、大城将保「軍雇用員カード・出入域カード」『史料編集室紀要 第12号』（沖縄県立図書館 1987年）pp. 138-140、垣花優子「『労務カード』に関する報告」『沖縄県公文書館研究紀要 第2号』（沖縄県公文書館 2000年）pp. 107-115を参照。

本稿は、年金記録問題に絡んで利用頻度が高くなった軍雇用員カードについて事例を挙げて紹介し、その利用から「記録を残す」ことはどういうことなのか考えていくことを目的とする。

1 軍雇用員カードとは

軍雇用員の範囲は広く、職種も多種多様である。軍雇用員の労働法といわれた布令第116号³によると、軍雇用者は①第1種（米国政府割当資金から支払いを受ける直接被用者）、②第2種（米国政府非割当資金から支払いを受ける直接被用者）、③第3種（琉球列島米国軍要員の直接被用者）、④第4種（契約履行中の米国政府請負業者の被用者）の4つに分類されていて、部隊に雇用されている者に限らず基地内にある商業施設の従業員、軍人が雇っているハウスメイドなどにも軍雇用員カードが作成された。カードは職種や所属先が変わる度に更新され、雇用者が退職した後も保管し再び採用され時には同じカードに記録を行なっていたようである。

軍雇用員カードには「労務番号」「氏名」「性別」「生年月日」「本籍地」「住所」「ファイルナンバー」「職種・所属先」「採用年月日」「離職年月日」「離職理由」が情報として記載されている。しかし、写真-1を見ても分かるように、軍雇用員カードには給与等の支払記録はない。また離職年月日が記載されていないものもあり、特に1950年代後半から1960年前半にかけて採用された雇用者の離職記録がない場合が多い印象を受けたが、カードを精査すればより詳細なこと分かってくるだろう。

軍雇用員カードは個人情報であるが、当館で特別の管理がなされている公文書等については沖縄県情報公開条例⁴及び沖縄県個人情報保護条例⁵の適用が除外されるため、時の経過によって公開が可能である。沖縄県公文書館管理規則⁶では、作成後30年以上経過した個人情報について利用制限の経過年数を定めており、「個人の秘密⁷」であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利

写真-1 軍雇用員カード

		金城		LABOR NUMBER A- 1-
NAME <u>KINJO,</u>		SEX	DATE OF BIRTH	
PERMANENT DOMICILE <u>Naha-Shi,</u>				
PRESENT ADDRESS				
FILE NO.	JOB TITLE & EMPLOYMENT UNIT	DATE	CLEARED	TERMINATION-REASON
10626 43451 185055	(Waitress) Officers' Open Mess	28 Aug '47	14 May '48	Resignation
	(Laundress) Atkinson & Jones Co.	10 Jun '48	30 Dec '48	Resignation-to get married
	(Janitor)	14 Feb '49	24 Sep '49	Resignation
	Rycom Maint. Section (Housemaid)	7 Sep '49	24 May '50	Employer left for the Z. I.
	Bucknerville Dep. Housing (Housemaid)	15 Oct '50	30 Jun '51	Employer returned to Z. I.
	Ry Port Comm. 8110th A.U. (Housemaid)	15 Mar '51	152	Not reported by employer
	Harbor View Area #203-2	'55		

*個人に関する情報は処理しています

³ 米国民政府布令第116号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」1953年（昭和28）8月18日公布

⁴ 2001年10月23日条例第37号（2007年7月20日 条例第34号改正）

⁵ 2005年3月31日条例第2号（2006年3月31日 条例第22号改正）

⁶ 1995年8月1日規則第50号（2007年9月21日 規則第83号改正）

⁷ 同規則別表によると、「個人の秘密」とは「(1)学歴又は職歴、(2)財産、所得又は経済活動、(3)採用、選考又は任免、(4)勤務評定又は服務」となっている。

益を不当に害するおそれのある」情報は、「その作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年以上50年未満」の利用制限が設けられている。さらに「個人の重大な秘密⁸」あるいは「個人の特に重大な秘密⁹」とされる情報が記録されていれば、50年以上80年未満の制限あるいは80年以上利用が制限される。軍雇用員カードに記された離職理由には病歴や犯罪歴などに係る具体的な記載があることもある、その利用には細心の注意を払っている。

利用者の多くは勤務先の部隊名や施設名、労務番号や勤務年などで軍雇用員カードが整理されていると思い問い合わせてくるが、カードは「当時の姓名（アルファベット順）」と「当時の本籍地（あるいは住所）」の組み合わせで整理されており、その基準に従いカードサイズの段ボール箱に保管されている。20万枚余のカードの中から個人のカードを特定するには、「当時の姓名」「当時の本籍地」などを聞く必要がある。インターネットで検索できるのは「名字」と「戸籍記号¹⁰」から段ボール箱を絞っていくまでである（カードを収納している段ボールに資料コードをつけたため）。箱が特定できたら対象となる段ボールを開き、カードを1枚1枚手作業で確認し探し当てていく。該当するカードが見つかったら利用制限の有無を確認し、利用に供される。ただし、カード特定の決め手となる本籍地と氏名がカード作成時に申告したものから変わるとカードを探し出すことができなくなってしまう。そのような場合は当時の本籍地を確認するように促すが、それを億劫に思う利用者もいる。

以下に述べる事例は、2008年（平成20）4月から2009年（平成21）1月までに寄せられた問い合わせの一部である。

ケース1：最初に教えてもらった本籍の情報では該当する軍雇用員カードはなく、再度連絡を入れたところ、別に本籍をおいていたことがあるとのこと。その本籍で調査したところ、本人のカードが見つかった。

ケース2：利用者は当初、自身がかつて勤めていた会社に関する資料がないか、という問い合わせをしていた。その後、何度かやりとりをしているうちに、その会社で働いていた期間が年金に反映されていないため雇用記録を探していることが分かり、さらにその会社は軍関係の会社で軍雇用者として採用されていたことが分かった。そのため、軍雇用員カードを調べた結果、本人のカードが見つかった。

ケース3：本人から得た情報を基に軍雇用員カードを探したが見つからず、連絡を入れて事情を説明すると、当時と今の名前は別で、本籍も何度も移動していたことが分かった。そこで、かつて本籍を置いていた地域からカードを調査するがやはり見つからなかったので、当時居住していた地域から調査したところ、当時の名前で作成された軍雇用員カードが見つかった。

ケース1からケース3で取り上げた例は、軍雇用員カードを探し出すのに時間を要したものの典型である。軍雇用員カードが見つからない理由のほとんどは、ケース1にみられる「記憶違い」による

⁸ 同規則別表によると、「個人の重大な秘密」とは「(1)国籍、人種又は民族、(2)家族、親族又は婚姻、(3)信仰、信教又は思想、(4)伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態、(5)保護又は扶助の措置」となっている。

⁹ 同規則別表によると、「個人の特に重大な秘密」とは「(1)門地、(2)遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態、(3)犯罪歴又は補導歴、(4)事件又は人権侵害の被害」となっている。

¹⁰ 当時の本籍地（あるいは住所）をアルファベットまたは数字で記号化したもの。

ものが大きい。特に地番の違いや本籍と住所を逆に覚えていた、過去に何度も転籍したことによる記憶の混同はよく見られるが、何十年も前の記録を探しているのだから記憶が曖昧になってしまうのは仕方のないことである。他にもカードの情報確認として、今では法的効力を持たない「臨時戸籍¹¹」という歴史資料を用いたケースもあった。

以上が軍雇用員カードの利用例であるが、補足として軍雇用員カードに次いで利用される「出入域関係記録」について簡単に説明しておきたい。出入域関係記録は、就職のため本土へ渡航した人が勤め先での年金記録を確認できなかった場合、「本土へ渡航した」ことを証明するために利用されている。出入域関係記録には、身分証明書発給に関する文書や渡航証明書発給に関する文書、船舶や航空機の乗客名簿などがある。これらは軍雇用員カードと異なり雇用確認はできないが、利用者が本土へ渡航した事実を記録で確認する、いわば証言の裏づけのために利用されているようである。また、集団就職者であれば集団就職者名簿などの関係文書からも調査が可能であり、実際に当館で利用された「本土就職者名簿」が証拠のひとつとして採用され、年金記録回復に至った例が年金記録確認沖縄地方第三者委員会ホームページに報告されている¹²。

2 記録を残すということ

年金記録問題に端を発した軍雇用員カードの利用をめぐる一連の動きは、記録を残すこととはどういうことなのか改めて考えるきっかけとなった。問い合わせの結果、カードが見つかって喜ぶ人、見つからずに残念がる人や「これからどうすればいいのか」とやり場のない怒りをぶつけてくる人、問い合わせはしたものその後連絡が途絶えた人など反応は様々であったが、真っ先に思い至ったのは今では歴史資料となつた行政文書の有無で利用者が一喜一憂すること、すなわち記録が個人の権利や財産に大きく影響を及ぼすものだということである。「今更何を」というほど至極当然な話であるが、年金記録の管理にはそれが機能しなかつたのである。もっとも、豊見山和美が「勤務した年代によって雇用履歴を確認できる人とできない人との明暗が分かれてしまう。(中略) その年金受給権が「たまたま県に残っていた」文書次第だとしたら納税者としては暗澹たる思いがする。」と述べている¹³ように、「たまたま県に残っていた文書」である軍雇用員カードも1966年以降の記録は当館にはない。どのような理由で記録がないのか今のところ不明だが、記録が残されていないことを利用者に説明して納得させることは容易ではない。記録が個人の権利や財産を守るためにものならば、記録を残す意味と、記録が残っていないことへの説明責任を果すことも記録を扱う者が履行しなければならない義務である。

だが、記録とは権利や財産を主張するためだけのものでもない。ある利用者の1人からお礼の電話をいただいた時、「50年前の自分と再会したよ」と電話口からも分かる程の嬉しそうな口調をしていた。その利用者のカードには当時の顔写真が貼付されていたので、それを見て「50年前の自分と再会した」感覚になったのだろう。おそらく、その利用者にとって軍雇用員カードは年金受給権を得る(自身の権利を主張する)ための記録であり、自身の人生の記録ともとれたのかもしれない。余談だ

¹¹ 1946年(昭和21)9月19日沖縄民政府総務部長通牒「臨時戸籍事務取扱要綱」に基づき作成された戸籍。1953年(昭和28)に制定された戸籍整備法による戸籍作成まで利用されていた。

¹² 年金記録確認沖縄地方年金第三者委員会「あっせん案平成20年1月31日」(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080212_3_7_54.pdf) 2009年(平成21)1月17日入手)

¹³ 豊見山和美「公文書館制度の確立に『効く』文書管理法を」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報第82号』2008年) p. 3

が当館には「戦死した家族がどこでどのように亡くなったのか知りたい」、「移民先で戦争に巻き込まれた身内の消息を知りたい」といった「人探し」の相談が度々寄せられる。また、「自分探し」として復帰前に米国に留学した時の記録や本土へ渡ったときの記録を探す人もいる。自身の記録や家族の記録を探す利用者にとって、記録の中に書かれた自分自身や家族と向き合ったとき、「昔を懐かしむ」という思いはもちろんあるだろう。しかし、同時に激しい地上戦とその後の異民族支配という歴史を背負い、苦渋を強いられながらもしたたかに生きてきた証を記録の中に見出そうとしているのではないか。

そして、こうした記録は広く公開されることによって各分野の研究・教育に活用されてくる。軍雇用員カードでいえば、カードに記録されたデータは当時の雇用情勢や社会情勢を読み解くものとなるだろうし、当館で所蔵する「軍雇用者実態調査関係資料」といった軍雇用者に関する統計記録も活用すれば、より詳細な成果が得られるであろう。軍雇用者関係資料の多くは、個人情報などの観点から公開されるまで時間を要するが、軍雇用員カード及び関係資料が活用できるようになれば、復帰前の軍雇用者に関する研究はもとより、戦後沖縄の象徴でもある米軍基地と軍雇用者の問題を展望する資料となるだろう。

すなわち、記録を残すことは個人の権利や財産を保障しその管理に説明責任を負うことであり、同時にその個人（あるいは家族など）にとっては存在を証明するものにもなる。また、記録は公開されることで研究や教育の場で利用され、その土地で起こったあるいは起きていることを正しく理解することにつながるのである。

おわりに

本稿は年金記録問題から波及して問い合わせの増えた軍雇用員カードの利用から、記録を残すことはどういうことなのか考えてきたが、これまで言及されている以上の展開を試みることはしていない。筆者にそれを行うだけの力量が備わっていないことが大きな理由だが、それ以上に多くの利用者と向き合い、奔走していくうちに実感として得たことを率直に報告したいと考えたからである。本稿で取り上げた事例はほんのわずかなものだが、それでも記録のもつ多面的な性格を改めて見出せたように思える。

とはいえ、記録を取り巻く環境は刻々と変化しており、例えば媒体の多様化は行政文書にも広がりを見せている。特に静止画や動画、音声などの文字に頼らない記録は、行政でも今後ますます利用されていくと思われる。さらに、公文書館あるいは文書館の多くは行政記録以外の記録（個人寄贈の文書など）も扱っている。こうした幅広い視野から記録を残すことを問い合わせ続けることは、記録保存・活用を謳う公文書館、文書館の責務ではないかと思う。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、多くの方から叱咤激励のお言葉をいただきました。中でも垣花優子氏、豊見山和美氏、仲本和彦氏、斎藤郁子氏、勝連涼子氏、知念直也氏からは数多くの助言・ご指導をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

参考文献

安藤正人『草の根文書館の思想』(岩田書院 1998年)

大城将保「軍雇用員カード・出入域カード」『史料編集室紀要 第12号』(沖縄県立図書館 1987年)

pp.138-140

沖縄タイムス社『沖縄大百科事典 下巻』(沖縄タイムス社 1983年)

垣花優子「「効く」文書管理法を」(沖縄県公文書館研究紀要 第2号) (沖縄県公文書館
2000年) pp. 107-115

豊見山和美「公文書館制度の確立に「効く」文書管理法を」(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
『会報第82号』2008年) p. 3

年金記録確認沖縄地方年金第三者委員会「あっせん案平成20年1月31日」

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080212_3_7_54.pdf 2009年1月17日入手)